

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月1日から52年6月1日まで

昭和51年4月1日からA組合（現在は、B組合）に採用され、平成13年4月末まで勤務していたが、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。申立期間の給料支払明細書を持っており、当該期間において、給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されているので、申立期間について、同共済組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及びB組合から提出されたA組合の賃金台帳により、申立人が申立期間において、同組合に継続して勤務し、昭和51年6月から52年5月までの給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金が控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の掛金控除額から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の農林漁業団体による納付義務の履行については、B組合は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、農林漁業団体職員共済組合に、申立人が昭和52年6月1日に資格取得したとする組合員資格取得届が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る51年6月から52年5月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月1日から52年6月1日までの期間に係る農林漁業団体職員共済組合の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日を昭和51年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る当該期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月16日から52年6月1日まで
昭和51年8月16日からA組合（現在は、B組合）に採用され、現在まで勤務しているが、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。

また、同じころに勤務していた同僚も当時の給料支払明細書から掛金が控除されているにもかかわらず、年金の記録が無い。

しかし、申立期間において、給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されていたと思うので、当該期間について、同共済組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合から提出されたA組合の賃金台帳により、申立人が申立期間に同組合に継続して勤務し、申立期間のうち昭和51年10月から52年5月までの給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金が控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和51年10月から52年5月までの標準報酬月額については、A組合の賃金台帳の掛金控除額から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の農林漁業団体による納付義務の履行については、

B組合は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、農林漁業団体職員共済組合に、申立人が昭和52年6月1日に資格取得したとする組合員資格取得届が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る51年6月から52年5月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和51年8月16日から同年10月1日までについては、B組合から提出されたA組合の賃金台帳により、同年8月及び同年9月の給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、当該期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、父親が、「将来の年金額が少なくなるから、20 歳になった学生のとときからの国民年金保険料を納付した。」と言っていたのを憶えている。

父親が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を銀行で納付してくれていたはずなので、申立期間について未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父親も既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 5 月 17 日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 51 年 4 月から 57 年 3 月まで）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 57 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、居住していた市から送られて来た納付書を区役所に持参し、窓口で納付していた憶えがあるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間直前まで加入していた厚生年金保険から国民年金への切替手続や納付したとする保険料額等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が居住していた市が保管する国民年金収滞納一覧表によると、同市が申立人の国民年金被保険者資格再取得に係る異動処理を行い、納付書を発行したのは、昭和 57 年 12 月とされており、申立人はこのころに同市において国民年金の加入手続を行ったと推認され、この時点では申立期間の一部（昭和 54 年 9 月から 55 年 9 月まで）は時効により保険料を納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から5年10月まで
平成7年12月に市役所の年金窓口で現金約70万円を持参し、未納となっていた国民年金保険料をすべて納付した。
後から国民年金保険料は2年分しかさかのぼって納付できないことを聞いたが、間違いなく、20歳になった平成2年*月までさかのぼって保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年12月ころに払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成7年12月に、申立期間直後の5年11月から7年3月までの国民年金保険料を過年度納付により、同年4月から8年3月までの保険料を現年度納付により、併せて32万6,100円を納付しており、国民年金の加入手続を行った時点において、納付することが可能であった期間の保険料をすべて納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社に勤務していたので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、申立人が記憶している同僚が同事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 42 年 5 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の資料は無く、当時の事務担当者は所在不明であり、申立人が記憶している上司から聴取しても、申立人が厚生年金保険に加入していたことに関する証言を得ることができず、連絡の取れた同僚 2 人は、申立人について明確な記憶が無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人がB社に勤務していたことは、申立人が記憶している同僚が同事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、B社は、昭和 40 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人が記憶している上司から聴取しても、申立人が厚生年金保険に加入していたことに関する証言を得ることができ

ず、同僚3人のうち1人は、「申立人は知っているが、勤務していた時期は分からない。厚生年金保険に加入していたかも不明である。」とし、ほかの2人は、「申立人について、明確な記憶は無い。」と証言しており、ほかに連絡の取れた同僚5人は、申立人についての記憶が無い。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 1 日から 16 年 12 月 29 日まで
A社の代表取締役として勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正処理されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 16 年 12 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その後の 17 年 2 月 9 日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が、15 年 12 月から 16 年 6 月までの期間は 62 万円から 14 万 2,000 円に、同年 7 月から同年 11 月までの期間は 62 万円から 30 万円に、それぞれ遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の履歴事項全部証明書によると、申立人は、平成 17 年 2 月 9 日の標準報酬月額の遡及訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「会社が厚生年金保険料を滞納していたかどうか知らない。自身の標準報酬月額の減額訂正についても知らなかった。」と述べているところ、申立期間当時、A社の取締役である申立人の妻は、「社会保険の資格喪失やそれに伴う手続などのために、夫と二人で何度か社会保険事務所に伺った。」と証言している上、同社から社会保険事務所（当時）に提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届には、申立人が管理保管していたと考えられる同社の代表者印が押されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社が社会保険関係の届出を代行していたとする社会保険労務士は、同社に係る資料が無く詳細は不明であるとしているところ、同社から社会保険事務所に提出された当該変更届には、社会保険労務士の提出代行者印欄に同社会保険労務士の印が押されておらず、当該変更届の手続に同社会保険労務士が関与していないことがうかがわれる。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額訂正が行われたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額を減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 27 日から 43 年 7 月 20 日まで

A事業所における厚生年金保険の加入記録が昭和 42 年 6 月 2 日から同年 7 月 27 日までとされているが、同事業所には、運転手として 1 年以上勤務していたと思うので、その期間については厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に運転手として 1 年以上勤務していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、同事業所において、昭和 42 年 6 月 2 日から同年 7 月 27 日まで厚生年金保険に加入していることが確認でき、この記録は、雇用保険の加入記録と一致する上、同事業所から提出された申立人の「退職届」により、申立人が昭和 42 年 7 月 27 日付けで同事業所に対し退職の届出を行ったことが確認できる。

また、申立人がA事業所で一緒に勤務していたと記憶している同僚 1 人は、「申立人は、勤務していた時期は分からないが、長くは勤務していなかった。」と述べている上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが確認できる従業員のうち連絡の取れた 13 人（前述の申立人が記憶する同僚を除く。）のうち 12 人は、申立人について記憶しておらず、残りの 1 人は、「申立人はトラックの運転手であった。勤務時期は分からないが、勤務期間は短かった。」と述べており、申立人が申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたことについて、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。